

健健発0420第8号

健感発0420第11号

令和4年4月20日

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
会長 相澤 好治 殿

厚生労働省健康局健康課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



風しんの追加的対策の実施率の向上策について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したことを受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、これまで御協力を頂いているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和3年7月までに85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げており、当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により、令和4年3月までの目標達成が困難であることから第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することについて御了承いただいたところです。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各事業

場において従業員等のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記の通り、健診団体において御対応いただきたい事項をまとめました。また、都道府県や日本経済団体連合会等の関係者に対して、「風しんの追加的対策」の実施率を向上させるために、別紙2から8のとおり、協力を依頼しているので、これらについて御了知の上、関係者等と連携の上、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 貴会会員に対して、風しんの集合契約に参加することを徹底するよう、働きかけを強化いただきたい。

また、貴会会員の風しんの集合契約への参加状況について、下記様式により報告すること。

報告時点	2022年 月報告
会員数	
風しんの集合契約に加入している数	

- 2 定期健診の受診案内を送付する際に、風しん抗体検査の対象者には、抗体検査の案内や予診票を送付することを徹底すること。

また、貴会会員が抗体検査の案内や予診票を送付した状況について、下記様式により報告すること。

報告時点	2022年 月報告
① 健診の受診者数	人
② 案内等を送付した人数	人
(可能であれば) ①のうち、対象世代の男性に限った人数	人
(可能であれば) ②のうち、対象世代の男性に限った人数	人

【1及び2の報告時期】

1回目：令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。

2回目：令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

【報告先】

厚生労働省HP内入力フォーム

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin10>



3 風しん対策の実施率の向上には、広報等を充実させ、認知度を向上させることも重要であるため、貴会においても広報の更なる充実に努めてください。別紙9のポスターもご活用ください。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 都道府県宛通知
- ・別紙3 日本経済団体連合会宛通知
- ・別紙4 健康保険組合連合会宛通知
- ・別紙5 全国健康保険協会宛通知
- ・別紙6 衛生・民生主管部（局）宛通知
- ・別紙7 総務省宛通知
- ・別紙8 各府省宛通知
- ・別紙9 ポスター